

(研修について)

	質問	回答
1	今年度、相談支援従事者研修（初任者研修）を受講するのですが、実務経験証明書の提出は省略できますか。	できません。 相談支援専門員とサービス管理責任者等では該当する実務経験が異なりますので、改めて実務経験証明書を提出してください。
2	介護分野を修了していれば、就労分野のサービス管理責任者や放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者として従事できますか。	実務経験要件を満たしていれば、従事できます。 ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者では実務経験要件が異なりますので、御留意ください。
3	事業所等でサービス管理責任者等として従事する予定はありませんが、受講できますか。	従事する予定がない方からの受講申込みは受け付けません。
4	秋田県以外の事業所で従事する予定がある場合、申込はできますか。	秋田県以外の事業所従業者からの受講申込みは受け付けません。
5	1年以内に新規で事業所を立ち上げる予定ですが、受講申込はできますか。	できます。立ち上げ予定の事業所の住所、名称を記入の上、申込んでください。事業所の印がない場合は個人印でもかまいません。 ただし、県や市町村に事業所の立ち上げを具体的に協議していることが前提となります。
6	申込をしましたが、受講できなくなった場合、提出した書類は返却してもらえますか。	本研修の申込に際して提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。
7	修了証書を紛失してしまった場合、再発行してもらえますか。	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行します。 詳しくは秋田県健康福祉部障害福祉課へご連絡ください。

(実務経験について)

	質問	回答
1	実務経験の具体的な確認方法について教えてください。	勤務する事業所等の長が、業務内容や勤務年月を証明する事により確認します。 過去の勤務経験がある場合も、現在の事業所の長が合わせて証明する事により確認します。
2	基礎研修の受講に必要な実務経験年数はサービス管理責任者等の実務経験年数と同じでしょうか。	基礎研修の受講に必要な実務経験年数は、サービス管理責任者等の配置に必要な実務経験年数より短く、実務経験を満たす予定の日までの期間が2年以内であれば受講できます。
3	看護師、介護福祉士、ヘルパー2級、保育士などの資格等を持っている場合、写しを全て提出しなければいけないのですか。	実務要件の証明書となるいずれか1点でかまいません。
4	保育士として保育所に勤務していた期間は実務経験に入りますか。	サービス管理責任者の実務経験には入りません。 児童発達支援管理責任者の実務経験には入ります。

(更新研修について)

	質問	回答
1	令和5年度までに更新研修を受講できなかった場合、又は更新研修を5年間に受講できなかった場合、基礎研修から受講しなければならないのでしょうか。	基礎研修からの受講は必要ありませんが、実践研修の受講が必要となります。
2	5年度ごとの更新研修を修了しなくなりましたが、研修を修了しなければならない期限はいつになりますか。	実践研修又は更新研修修了後、翌年度から起算して5年後の年度末が更新研修の修了期限となります。 【例】令和2年度に更新研修を修了した場合、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に更新研修を修了しなければなりません。

(実践研修について)

	質問	回答
1	実践研修はいつから開催しますか。	令和3年度からの開催を予定しています。
2	実践研修の受講対象者を教えてください。	基礎研修修了日以降2年以上のサービス管理責任者等としての実務、又は相談支援、直接支援業務の実務経験がある方が対象となります。

(緩和措置・経過措置について)

	質問	回答
1	基礎研修受講修了でサービス管理責任者等として従事できますか。	令和元年から令和3年の基礎研修を受講した方で、実務経験要件を満たしている方については、令和3年度までサービス管理責任者等として従事できます。 令和4年度以降は、実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として業務に従事できません。
2	平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方は、いつまでサービス管理責任者等として業務に従事することができますか。	更新研修受講前でも、サービス管理責任者等として令和5年度末までは業務に従事することができます。 継続して業務に従事する方は、令和5年度末までに更新研修を受講してください。